

【相続税・贈与税】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等
A	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例	措法70の3 70の3の2	(1) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する。	2年延長
B	物納制度	相法38 相法39 相法41 相法42 相法44 相法45 相法46 相法48 相法48の2 相法53	<p>(2) 相続税の物納制度について、手続の明確化・迅速化等の観点から次の見直しを行う。</p> <p>① 物納不適格財産の明確化等</p> <p>イ 抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等の一定の財産を物納不適格財産（管理又は処分をするのに不適格な財産）として定め、その範囲の明確化を図る。</p> <p>ロ 市街化調整区域内の土地、接道条件を充足していない土地（いわゆる無道路地）等の一定の財産を物納劣後財産（他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産）として定め、その範囲の明確化を図る。</p> <p>ハ 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって他に物納適格財産を有するときは、税務署長は当該物納申請を却下する。</p> <p>この場合において、申請者は、当該却下の日から20日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができることとする。</p> <p>② 物納手続の明確化</p> <p>イ 物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるとともに、申請者は、これらの書類を物納申請時に提出する。</p> <p>ロ 提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合又は物納手続に必要な書類の提出がなかった場合には、税務署長は、これらの必要書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとする。</p> <p>この場合において、請求後20日以内に物納手続に必要な書類について補正又は提出がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。</p> <p>ハ 税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置（物納を許可するために必要なものに限る。）を講ずべきことを申請者に請求することができることとする。</p> <p>この場合において、期限内に当該措置がされ</p>	平成18年4月1日以後

なかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

- ニ 物納手続に必要な書類の準備や廃材の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記イ、ロ又はハに係る期限を、上記イの場合には物納申請期限から、上記ロ及びハの場合には必要書類の補正等の請求があった日からそれぞれ最長1年間延長することができることとする。

ただし、一度の届出で延長できる期間は3ヶ月までとし、期間満了時には、1年に達するまで、再届出により延長する。

- ホ 税務署長が物納を許可する際に、必要に応じ、後日において汚染地であったことが判明した場合に必要な措置を講ずること、有価証券を売却するために必要な書類を提出すること等の条件を付すことができることとする。

なお、その条件に違反した場合には、5年以内に限り、物納の許可を取り消すことができることとする。

③ 物納申請の許可に係る審査期間の法定等

- イ 税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から3ヶ月以内に行う。

ただし、物納財産が多数となるなど調査等に相当の期間を要すると見込まれる場合には、6ヶ月以内（積雪など特別な事情によるものについては、9ヶ月以内）とすることができることとする。

- ロ 物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合（上記②ニ）における上記イの審査期間は、当該届出（当該必要書類が提出されたものに限る。）に係る延長期間の満了日から起算する。

- ハ 物納手続に必要な書類の補正若しくは提出の請求又は廃材の撤去等の措置の請求があった場合（上記②ロ及びハ）には、その補正若しくは提出又は措置に要する期間（上記②ニにより延長された期間を含む。）は、上記イの審査期間に算入しない。

- ニ 上記イからハまでの審査期間内に許可又は却下をしない場合には、物納を許可したものとみなす。

④ 物納申請を却下された者の延納の申請

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請を行うことができることとする。

⑤ 延納中の物納の選択

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等に

			<p>より延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。</p> <p>この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることとする。</p> <p>⑥ その他所要の措置</p> <p>イ 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法の明確化を図る。</p> <p>ロ 物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることとする。</p> <p>ハ 物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。</p> <p>ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。</p> <p>ニ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。</p>	
C	公示制度	附則59	<p>(3) 相続税、贈与税の申告書に係る公示制度を廃止する。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に公示する場合について適用する。</p>	平成18年4月1日以後

## 【消費 税】

重要度	項 目	法 令	改 正 案 の 内 容	適 用 時 期 等
C	簡易課税制度の届出	消法37の2	<p>災害に伴うやむを得ない事情により消費税の簡易課税の選択を変更する必要が生じた課税期間については、当該災害のやんだ日から2月以内に、簡易課税の選択を変更する必要が生じた旨の申請書を税務署長に提出し、承認を受けた場合には、その選択の変更を認める等の所要の措置を講ずる。</p>	平成17年4月1日から

## 【酒 税】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等																
C	ビールに係る税率の特例	措法87の6	(1) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、新規参入者の適用対象期間を製造免許を受けた日から5年（現行3年）に延長したうえ、その適用期限を2年延長する。	2年延長																
A	その他（平成15年度税制改正分）	措法87	(2) 清酒等に係る酒税の税率の特例 対象とされる酒類に係る軽減割合は、それぞれ次のとおりとする。																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>酒 類</th> <th>期 限</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">清酒又はしよちゅう甲類</td> <td>平成15年4月1日から平成18年3月31日まで</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月1日から平成20年3月31日まで</td> <td>100分の75</td> </tr> <tr> <td>合成清酒、果実酒又は発泡酒</td> <td>平成15年4月1日から平成20年3月31日まで</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">しよちゅう甲類</td> <td>平成15年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</td> <td>100分の75</td> </tr> </tbody> </table>	酒 類	期 限	控除率	清酒又はしよちゅう甲類	平成15年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の70	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75	合成清酒、果実酒又は発泡酒	平成15年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の70	しよちゅう甲類	平成15年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の70	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75	
酒 類	期 限	控除率																		
清酒又はしよちゅう甲類	平成15年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の70																		
	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75																		
合成清酒、果実酒又は発泡酒	平成15年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の70																		
しよちゅう甲類	平成15年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の70																		
	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75																		

## 【住 民 税】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等				
A	定率減税の廃止等  (平成17年度税制改正分)	H17地法附則2①,6①	(1) 定率減税の廃止 ① 定率減税は、平成18年度分をもって廃止する。 ② 上記①の定率減税の廃止に伴い居住者の予定納税基準額の計算の特例及び確定申告書の提出の特例については平成18年分をもって、居住者の給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の特例及び居住者の年末調整の特例については平成18年12月31日をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とする。 ③ その他所要の措置を講ずる。 (2) 定率減税の額について、次のように引き下げる。	平成18年6月徴収分以後				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・個人住民税所得割額の15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円)</td> <td>・個人住民税所得割額の7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円)</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改 正 案	・個人住民税所得割額の15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円)	・個人住民税所得割額の7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円)
現 行	改 正 案							
・個人住民税所得割額の15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円)	・個人住民税所得割額の7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は、2万円)							
B	個人住民税の非課税措置（平成17年度税制改正分）	H17地法附則2②～⑤,6②～⑤	(3) 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置を廃止する。 この改正は、平成18年度分以後の個人住民税について適用する。ただし、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、前	平成18年度分以後				

B	試験研究費に係る税額控除制度	地法附則 8	年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、以下のような減額措置を講ずる。	平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度
			<table border="1"> <tr> <td>平成18年度分</td> <td>所得割及び均等割の税額の3分の2</td> </tr> <tr> <td>平成19年度分</td> <td>所得割及び均等割の税額の3分の1</td> </tr> </table>	
平成18年度分	所得割及び均等割の税額の3分の2			
平成19年度分	所得割及び均等割の税額の3分の1			
			(4) 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、課税標準となる法人税額から控除する額に、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の額の5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。	

## 【事業税】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等
C		地法72の2 地法72の12 地法72の24の2 地法附則 9	(1) 保険業法の改正に伴い、同法に新たに規定された少額短期保険業に係る法人事業税ついて、生命保険業及び損害保険業と同様の課税方式とし、課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に100分の40を乗じて得た金額とするとともに、収入金額の2分の1に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。	平成18年4月1日から平成23年3月31日までに開始する事業年度
C		地法附則 9	(2) 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。	2年延長

## 【固定資産税】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等
B	耐震改修された既存住宅についての減額措置	地法附則16	<p>(1) 既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。</p> <p>① 昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるよう一定の改修工事（一戸当たり工事費30万円以上のものに限る。）を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を2分の1減額する。</p> <p>② 減額は、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じ、平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合は3年度分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合は2年度分、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合は1年度分それぞれ実施する。</p> <p>③ 減額の対象は、一戸当たり120平方メートル相当分までとする。</p>	平成18年1月1日から平成27年12月31日まで

A 土地に係る  
固定資産税  
の負担の調  
整措置

地法附則  
18, 18の2,  
19, 25, 25の  
2, 26

④ 減額を受けようとする対象住宅の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後3月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

(2) 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置  
平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。

① 宅地

平成18年度評価替えに伴い、宅地に係る負担調整措置については、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限（評価額の70%）を維持するとともに、平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額制度を継続する。また、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い宅地について、その均衡化を一層促進する措置を講ずる。

イ 商業地等

(イ) 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

(ロ) 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。

(ハ) 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

(ニ) 商業地等の固定資産税については、課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

ロ 住宅用地

(イ) 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

(ロ) 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

平成18年度から平  
成20年度まで

		<p>ハ 平成19年度及び平成20年度における価格の修正</p> <p>据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。</p> <p>ニ 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止する。</p> <p>② 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地に対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様とする。</p> <p>特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。</p>	
C	地法附則15	<p>(3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法に基づき、特定特殊自動車に対して、その定格出力及び燃料の種類ごとに定められる規制の開始までの期間（軽油を燃料とする特定特殊自動車で定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。</p>	平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間（一定のものについては平成18年4月1日から平成20年9月30日までの間）に取得
C	地法附則15	<p>(4) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>① 対象から水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設、汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設、産業廃棄物の遮断型最終処分場及びばい煙を処理するための煙突を除外する。</p> <p>② 廃油焼却施設、廃プラスチック類破砕施設及び廃プラスチック類焼却施設については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。</p> <p>③ 自動車等破砕物処理施設については課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。</p> <p>④ 水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設については課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。</p> <p>⑤ ダイオキシン類処理施設に係る優良更新代替設備については課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とする。</p>	
C	地法附則15	<p>(5) 介護保険事業支援計画に基づき整備が必要な地域において開設される介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する。</p>	
C	地法702	<p>(6) 都市計画法の改正に伴い、都市計画税の課税区域に係る規定の整備を行う。</p>	

【その他】

重要度	項目	法令	改正案の内容	適用時期等
C	郵送等に係る書類の提出時期	国通法22	<p>(1) 郵送等に係る書類の提出時期について、後続の系統に影響を及ぼすおそれのない書類として国税庁長官が定めるものが郵便等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に郵便等により提出される書類について適用する。</p>	平成18年4月1日以後
C			<p>(2) 更正の請求について、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から2月以内に更正の請求をすることができることとする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に国税庁長官が法令の解釈を変更したことを公表したことによるものから適用する。</p>	平成18年4月1日以後
C		国通法43	<p>(3) 国税の徴収の所轄庁について、税務署長は、必要があると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長に徴収の引継ぎをすることができることとする。</p>	
C		国徴法146の2	<p>(4) 官公署等への協力要請について、徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、その調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとする。</p>	